

## 目的

東京2020大会を見据え、都民及び事業者が障害者への理解を深め、障害者差別を解消するための取組を進めることで、障害の有無によって分け隔てられることのない、共生社会・ダイバーシティの実現を目指す。

## 条例の概要

◆ 平成30年10月施行

### 1 事業者による「合理的配慮の提供」を義務化

- 事業者に対して「合理的配慮の提供」を義務付ける。  
(※法は努力義務)

### 2 情報保障の推進・言語としての手話の普及

- 情報保障を推進するとともに、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及に努める。

### 3 専門相談体制の整備

- 専門相談機関(広域支援相談員)を設け、障害者・事業者双方から相談を受け付ける。

### 4 紛争解決の仕組みの整備

- 紛争事案を解決するため、第三者機関(調整委員会)によるあっせんの手続きを設ける。
- 悪質な場合、知事は「勧告」、「公表」を行う。  
(※ 法は「勧告」まで)

※建物・設備のバリアフリー化等、ハード面の整備は、差別解消法において「環境の整備」として努力義務となっている。(条例では規定していない。)